平成２４年（フ）第７６号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目７番地７　エコーハイツ101
債務者　古屋　治男
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７８号
千葉県八街市榎戸384―32、住民票上の住所千葉県八街市朝日210番地３
債務者　北爪　　誠（旧姓森木）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０１号
千葉県富里市七栄646番地716　メゾンドリッチ201号
債務者　水島　哲朗
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２４号
高知県吾川郡いの町3609番地
債務者　岡林　通子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２７号
高知市大津乙278番地８
債務者　小松　真紀
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２８号
埼玉県草加市新里町771番地14、旧住所東京都北区浮間４丁目19番30号
債務者　沼野　正士
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
埼玉県草加市新里町771番地14、旧住所東京都北区浮間４丁目19番30号
債務者　沼野　純子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
埼玉県草加市氷川町2122番地２　ブルグ氷川405号
債務者　三辻　文江
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目４番６号　スイートハイム102
債務者　稲場　教之
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目６番32号　ハイム内田Ａ―101、旧住所埼玉県越谷市蒲生寿町15番47号　レクセルグランデ蒲生507
債務者　大平　幸恵（旧姓若松）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
静岡県浜松市東区有玉台１丁目16番１号
債務者　小林　徹也
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
北海道釧路市星が浦北３丁目３番28号
債務者　帰山　由美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７１号
沖縄県うるま市字具志川3512番地　松原団地６―101
債務者　嵩原　愛里（旧姓渡口）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３８５号
東京都町田市中町３丁目６番８号
債務者　牧野　秀城
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３２５号
東京都東大和市南街３丁目45番地の12ハイムルーエ201号
債務者　田邉ひとみ
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６０号
東京都昭島市郷地町１丁目６番17―206号
債務者　松並　國臣
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７１号
東京都東久留米市氷川台１丁目11番19号二葉マンション203号
債務者　佐藤　孝義
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部